

表1 府省別の予算案

(単位：百万円)

府 省	16年度予算額	17年度予算案	対前年度比 増減額 (率 (%))
内閣・内閣府	4,094	3,616	▲ 478 (▲ 12%)
総務省	208	121	▲ 87 (▲ 42%)
法務省	423	31	▲ 393 (▲ 93%)
外務省	465	483	17 (+ 4%)
財務省	233	0	▲ 233 (※)
文部科学省	138,521	91,134	▲ 47,388 (▲ 34%)
厚生労働省	340	143	▲ 197 (▲ 58%)
農林水産省	437,749	408,063	▲ 29,686 (▲ 7%)
経済産業省	370,833	385,292	14,460 (+ 4%)
国土交通省	150,973	148,498	▲ 2,475 (▲ 2%)
環境省	154,697	105,431	▲ 49,265 (▲ 32%)
人事院	11	0	▲ 11 (※)
会計検査院	36	0	▲ 36 (※)
全府省	1,258,584	1,142,811	▲ 115,772 (▲ 9%)

(注1) 「内閣」は内閣官房と内閣法制局を、「内閣府」は内閣府本府、金融庁、警察庁、宮内庁、防衛庁、防衛施設庁を表す。

(注2) 内数として、大綱予算に該当しないものが含まれるものは計上されていない。

(注3) 端数処理(四捨五入)の関係で、合計額が一致しないことがある。

(注4) ※は、17年度までの公用車の低公害車への切替の終了により、要求額が減じたものである。

(注5) ※2は独立行政法人の運営費交付金による事業を集計対象外としたことによる減である。

◇(注2)～(注3)については、表2において同じ。

◇地球温暖化対策推進大綱関係予算には、地球温暖化対策を主目的とするもののほか、結果として地球温暖化対策に資する予算が多数含まれている。

表2 対策分野による分類

(単位：百万円)

対 策 分 野	16年度 予算額	17年度 予算案	対前年度比 増減額 (率 (%))
1. 6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進			
(1) エネルギー需要両面の対策を中心とした二酸化炭素に係る排出量削減 <エネルギー起源の二酸化炭素排出量削減対策(省エネ対策)の推進>			
産業部門の需要面での対策	16,091	38,087	23,650 (+ 147%)
民生部門の需要面での対策			
機器の効率改善対策	2,547	17,818	15,271 (+ 600%)
住宅・建築物の省エネルギー性能の向上	25,031	25,912	882 (+ 4%)
エネルギー需要マネジメントの強化	582	437	▲ 145 (▲ 25%)
運輸部門の需要面での対策			
自動車交通対策	9,938	6,448	▲ 3,490 (▲ 35% ※1)
環境負荷の小さい交通体系の構築	124,376	127,608	3,232 (+ 3%)
<エネルギー供給面の二酸化炭素削減対策の推進>			
新エネルギー対策	141,778	137,099	▲ 4,679 (▲ 3%)
燃料転換等	9,693	10,426	733 (+ 8%)
原子力の推進	255,680	206,644	▲ 49,036 (▲ 19% ※2)
(2) 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策の推進	206,623	130,552	▲ 76,071 (▲ 37%)
(3) 代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進	345	1,423	1,078 (+ 312%)
(4) 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化	37,458	30,308	▲ 7,150 (▲ 19%)
(5) 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進	13,788	16,370	2,582 (+ 19%)
(6) 温室効果ガス吸収源対策の推進			
森林・林業対策の推進	385,145	356,673	▲ 28,473 (▲ 7%)
都市緑化等の推進	※3		
(7) 京都メカニズムの活用	4,999	9,599	4,600 (+ 92%)
(8) その他	210	307	97 (+ 46%)
2. 定量的な評価・見直しの仕組み	13	213	199 (+ 1476%)
3. 温室効果ガス排出量の算定のための国内制度の整備	505	1,100	595 (+ 118%)
4. 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進	13,363	17,544	4,180 (+ 31%)
5. 地球温暖化対策の国際的連携の確保	10,419	8,244	▲ 2,175 (▲ 21%)
合計	1,258,584	1,142,811	▲ 115,772 (▲ 9%)

※1 17年度までの公用車の低公害車への切替の終了により、要求額が減じたもの。

※2 独立行政法人の運営費交付金による事業を集計対象外としたことによる減である。

※3 関係する予算額のうち「都市緑化等の推進」に該当する内数を切り離せないため不計上。

◇地球温暖化対策推進大綱関係予算には、地球温暖化対策を主目的とするもののほか、結果として地球温暖化対策に資する予算が多数含まれている。